

第3節

防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり

本章の冒頭に述べたとおり、防衛省・自衛隊のさまざまな活動は、防衛省・自衛隊のみですべてを行えるものではない。国民一人ひとり、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となる。

自衛隊は、本章第1節で説明した内容のほかにも、さまざまな形で地域社会や国民の支援と協力を得て任務を遂行している。また、自衛隊からも、民生支援としてさまざまな協力活動を行っている。こうした活動は、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深め、防衛基盤の充実・強化に寄与している

だけでなく、隊員に誇りと自信を与えている。

また、防衛施設¹の機能を十分に発揮させるためには、周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。このため、防衛施設の設置・運用が周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう努めている。

こうした観点から、本節では、防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわりや国民の理解と協力を得べく防衛省・自衛隊が行っている活動・施策について説明する。

第4章

国民と防衛省・自衛隊

1 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

自衛隊は、防衛大綱に示されたさまざまな役割のほか、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかかわるさまざまな分野で、民生支援活動を行っている。たとえば陸自は、今日なお、全国各地で発見されている不発弾の処理にあたっている。平成22年度の処理実績は、件数1,589件、重量にして約50トンである。特に、沖縄県での処理量が全体の約54%を占めている。さらに、海自も今日まで機雷および爆発性危険物の除去や処理を継続的に実施している。平成22年度の処分実績は4,872個、重量にして約44トンであった。

駐屯地や基地を受け入れている自治体からは、自衛隊の存在が当該地域の雇用・経済を支えているとの声も寄せられている。また、全国の駐屯地や基地の多くでは、地方公共団体からの要請や、近隣住民からの声に応じて、部隊活動に支障のない範囲でグラウンドや体育館、プールなどの施設を開放し、地域活動の活性化にも貢献して



那覇市での艦砲弾処理作業



硫黄島での機雷処分作業

¹ 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称であり、演習場、飛行場、港湾、通信施設、営舎、倉庫、弾薬庫、燃料庫などを指す。

いる。さらに、音楽隊が各地の学校を訪問し、吹奏楽部員などに対する演奏指導を行うほか、多くの隊員が市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地域住民との交流に努めている。

これらの活動は、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるものでもあり、防衛基盤の充実・強化に寄与している。また、これらの活動は、隊員に日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を与えている。

参照 資料82、83 (P534)



よこすかカレーフェスティバルでの音楽隊演奏

第4章

国民と防衛省・自衛隊



さっぽろ雪まつりにおける雪像作成支援



車両誘導による地元マラソン大会の支援

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

1 自衛官の募集および就職援護への協力

第1節で述べたとおり、厳しい募集環境および雇用情勢の中、より質の高い人材を確保し、また、比較的若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいようにするためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

2 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、すべての都道府県に所在し、

地域社会と密接なかかわりを持っている。自衛隊が各種の活動を行うためには、地元からのさまざまな支援・協力が不可欠であり、地元の住民や各種団体をはじめ、国民から多くの激励を受けている。

こうした地元からの支援・協力活動に加え、国際平和協力業務などに従事する隊員に対しても、国民からの激励の手紙などが多数寄せられている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強くするものである。

3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

1 防衛施設の規模と特徴

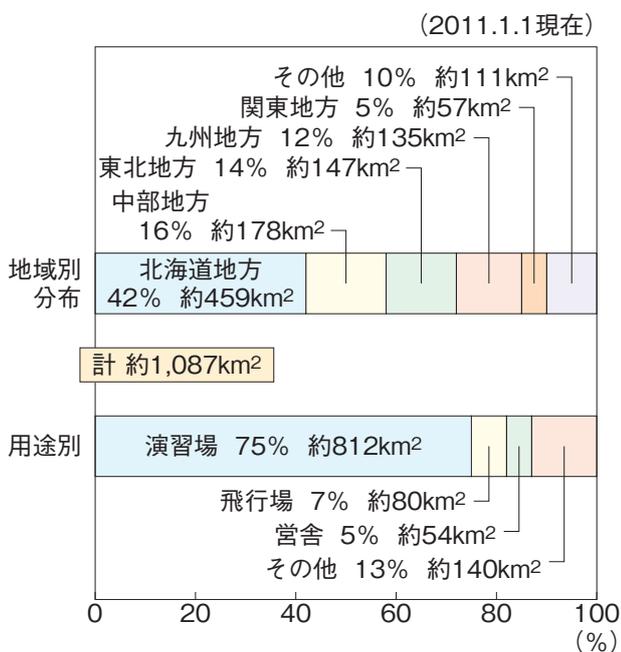
防衛施設は、演習場、飛行場、港湾、営舎など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い¹。また、わが国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業施設と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設の周辺地域で都

市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などの行為が、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

(図表Ⅲ-4-3-1・2参照)

図表Ⅲ-4-3-1

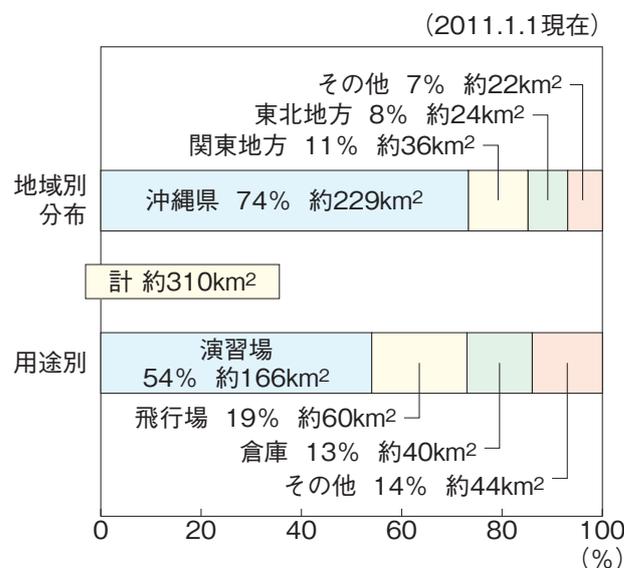
自衛隊施設(土地)の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅲ-4-3-2

在日米軍施設・区域(専用施設)の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

¹ 防衛施設の土地面積は、11(平成23)年1月1日現在、約1,400km²自衛隊施設の土地面積(約1,087km²)と在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積(約310km²)と地位協定により在日米軍が共同使用している自衛隊施設以外の施設の土地面積(約4km²)を合計した土地面積)であり、国土面積の約0.37%を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積の約42%が北海道に所在する。また、用途別では、演習場が全体の約75%を占める。一方、在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積のうち約76km²は、地位協定により、自衛隊が共同使用している。

2 防衛施設をめぐる各種施策への取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものである。その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持するこ

とが必要である。このため防衛省は、74(昭和49)年来、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(環境整備法)などに基づき、図表Ⅲ-4-3-3で示す「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」を行ってきたところである。

参照 資料84 (P535)

図表Ⅲ-4-3-3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○用水路、溜め池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など ※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

(1) 環境整備法の施策の見直し

環境整備法は、前述したような自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用による航空機騒音などの障害について、これを放置し、防衛施設の周辺地域の住民にのみ不利益を受忍させることは公平に反するとの観点や、関係地方公共団体などから、こうした障害に対し十分な施策を講じるよう強く要望されたことなどを踏まえ、74(同49)年6月に制定されたものである。防衛省は同法に基づき、こうした障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

しかしながら、環境整備法の施行から30年以上経過し、社会情勢の変化や国民の生活様式ないし価値観の多

様化などを背景として、関係地方公共団体などからは、同法に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金や民生安定施設の助成などについて、より幅の広い弾力的な運用ができるように現行制度の見直しを要望されるとともに、住宅防音工事の充実などについて要望されるようになった。

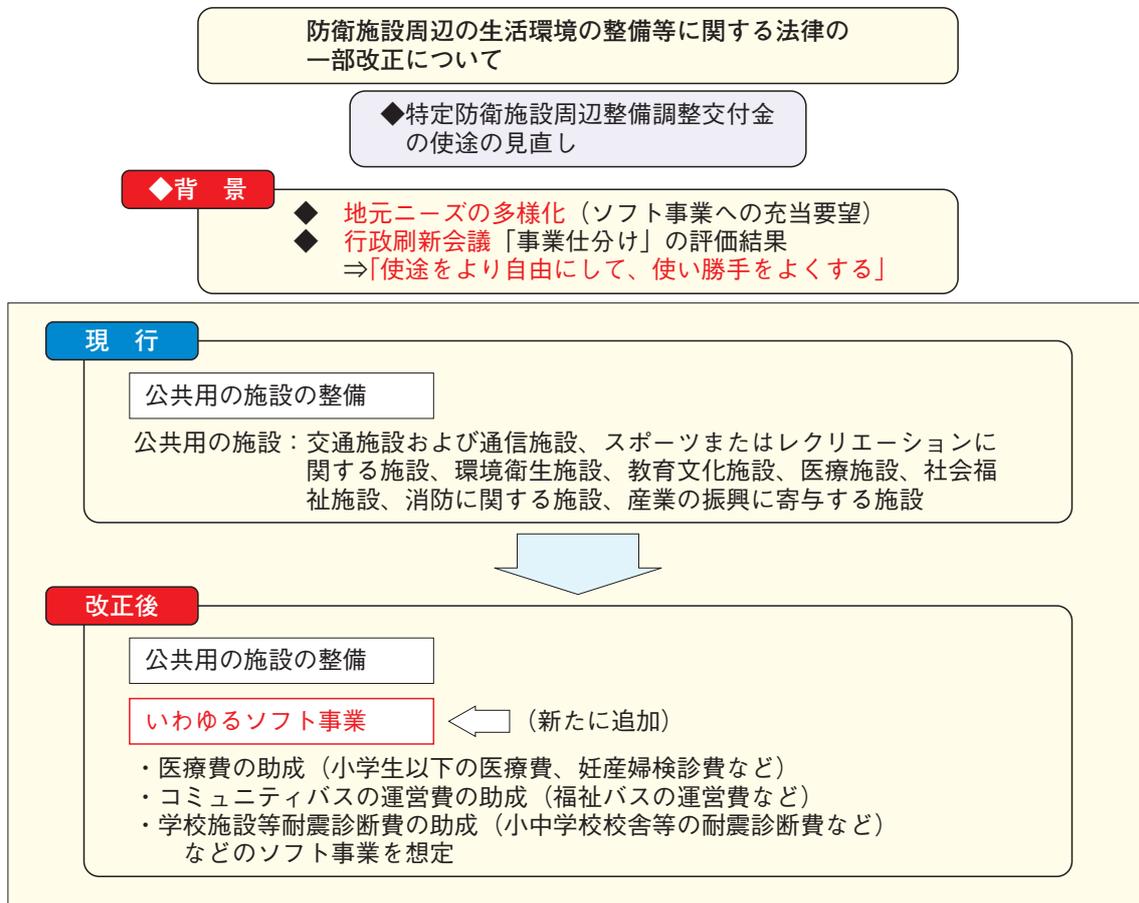
一方、09(平成21)年11月の行政刷新会議においても、特定防衛施設周辺整備調整交付金や民生安定施設の助成について「用途をより自由にして、地域が自由に使いやすくすることで効果を高めるよう見直しを行う」旨の指摘がなされ、また、住宅防音工事について、できる限り優先して実施すべきとの指摘がなされた。

このような状況の中、防衛省として、まずは環境整備法に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金について、従来の公共用の施設の整備に加え、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付が可能となるよう現行制度を見直し、関係地方公共団体にとってより使い勝手のよい、より効果的な措置とするため、10（同22）年2月、同法の一部改正法案を第174回国会に提出し、11（同

23）年4月、第177回国会において成立し、同月27日、施行した。

（図表Ⅲ-4-3-4参照）

図表Ⅲ-4-3-4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正



(2) 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るための検討

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体などからの要望や行政刷新会議の指摘などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう十分検討することとしている。

(図表Ⅲ-4-3-3・4・5・6・7参照)

図表Ⅲ-4-3-5

平成23年度基地周辺対策費(歳出ベース)

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	110	16
騒音防止事業	441	83
移転措置	75	3
民生安定助成事業	159	14
道路改修事業	70	3
周辺整備調整交付金	165	30
その他事業	14	1

図表Ⅲ-4-3-6

平成23年度SACO関係経費
(SACO事業の円滑化を図るための事業)(歳出ベース)

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
騒音防止事業	4	—
移転措置	4	—
周辺整備調整交付金	15	3
その他事業	2	—

図表Ⅲ-4-3-7

平成23年度米軍再編関係経費
(再編関連措置の円滑化を図るための事業)(歳出ベース)

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
騒音防止事業	4	—
民生安定助成事業	0	—
再編交付金	81	16

4 広報活動や情報公開など

わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの防衛省・自衛隊に対する理解と支持があって初めて成り立つものである。このため、防衛省・自衛隊では、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、積極的な広報¹を行うなど、国民への情報の提供に努めてきたところである²。

1 さまざまな広報活動

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、ハイチ共和国における国際連合ハイチ安定化ミッションや国際

緊急援助活動をはじめとする国際平和協力活動、災害派遣など、国内外での自衛隊の活動の場の広がりにもない、国民の自衛隊や防衛問題に対して高い関心が寄せられている。

防衛省・自衛隊は、平素から防衛政策や自衛隊の活動を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、さまざまな広報活動を通して、国民の意識やニーズの変化、海外における防衛省・自衛隊の活動の活発化を踏まえつつ、自衛隊の実態がより理解されるよう努めている。

参照 資料85 (P536)

1 <<http://www.mod.go.jp/j/publication/index.html>>参照

2 安全保障上の観点などから公開にふさわしくない情報(①部隊運用に支障をきたすおそれがある情報、②関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある情報、③個人に関する情報など)もあるものの、引き続き国民の理解に資するよう可能な限りの情報開示に努める方針。

(1) ホームページ、パンフレットなど

防衛省・自衛隊は、インターネットによる情報提供・意見聴取、広報ビデオの配信、各自衛隊の広報コマercial・フィルムの放映を行うなど、各種メディアを活用した広報に取り組んでいる。

また、防衛省の政策や自衛隊の活動などを説明したさまざまなパンフレットの作成や配布、報道機関への取材協力、広報誌『MAMOR (マモル)』への編集協力など、自衛隊や防衛に関する正確な情報を、より広く一般の国民へ提供するように努めている。さらに、自衛隊の海外における活動の活発化にともない、海外からの防衛省・自衛隊への関心が高まっており、英文広報パンフレット『Japan Defense Focus』を年4回発行するほか、記者会見への海外メディアの参加推進、防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版防衛白書、各種政策パンフレット・広報ビデオの英語版を作成するなど、海外に向けて情報を発信するための取組も行っている。

このような取組の中、特に国民的関心の高いソマリア沖・アデン湾における海賊対処、ハイチ国際平和協力業務および東日本大震災への対応などについては防衛省および統合幕僚監部ホームページに特集ページを設けて活動実績や動画を掲載しているほか、広報誌による特集、パンフレットの製作・配布により、重点的な広報を展開している。



『Japan Defense Focus』

(2) イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている³。この活動には、毎年富士山麓で行われる陸自の富士総合火力演習や、各地での海自の艦艇による体験航海、空自の基地航空祭での航空機による展示飛行や体験搭乗などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、音楽隊によるコンサートなどを行うとともに、地元との協力を得て、市中での徒歩、車両によるパレードを行っている例もある。さらに、自衛隊記念日記念行事として、自衛隊音楽まつりや観閲式、観艦式、航空観閲式などを行っている。10（平成22）年は、自衛隊音楽まつりを日本武道館で開催し、のべ約3万7,000人が来場した。



創隊記念行事



体験航海

³ イベントなどの細部については、防衛省ホームページ<<http://www.mod.go.jp/j/publication/events/index.html>>参照。



航空祭におけるブルーインパルス



平成22年度自衛隊音楽まつり

また、陸・海・空自が交互に主担当となって観閲式、観艦式、航空観閲式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介しており、10（同22）年は陸自が朝霞駐屯地において観閲式を実施し、予行を含め約4万3,000人が来場した。なお、11（同23）年は空自による航空観閲式を計画している。

また、各地方防衛局では、新防衛大綱や新中期防などの防衛政策や自衛隊の活動に関し、国民の理解を得るための防衛問題セミナーを開催しているほか、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者やその家族とがスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を実施している。

このほか広報施設見学にも積極的に取り組んでいる。たとえば、防衛省は、市ヶ谷地区内の施設を誰でも見学できるように、平日の午前・午後の1日2回、ツアー形式



平成22年度観閲式

により公開しており、00（平成12）年6月のツアー開始以降、これまで約27万人の見学者が訪れている。

また、各自衛隊は、大規模広報施設を設けているほか、



市ヶ谷台ツアーの様子



市ヶ谷台ツアーの様子

全国の駐屯地や基地の広報館や史料館も公開している。

参照 巻末資料(P564、565)

なお、09(同21)年11月の事業仕分けにおいて、自衛隊の広報事業(大規模広報施設、行事)について、「予算を縮減(入場料の徴収を含め民間委託)」という評価結果が出たことを踏まえ、入場料の徴収にともなう入場者数の変化などの影響について検証することを目的として、10(同22)年11月から11(同23)年1月にかけて、

大規模広報施設(陸上自衛隊広報センター、海上自衛隊佐世保史料館、航空自衛隊浜松広報館)にて、入場料を徴収する実験を行った。その後、当該実験結果を検証し、維持運営にかかる経費軽減のための、民間との連携をふまえた適切な施策を検討しているところであり、23年度予算については、一部の展示器材にかかる維持整備費を計上していない。

VOICE

解説

Q&A

COLUMN

こどもQ&A

Q: 迷彩服を着るのって、なんでなの？

埼玉県 9歳 男子

A: 陸上幕僚監部装備部 3等陸佐 珍田 知明 ちんだ ともあき

「なぜ、自衛官は迷彩柄の服を着ているの？」についてお答えします。

—変幻自在のカメレオン—

みなさんはカメレオンが、生息する環境の色に合わせて自在に体の色を変えるという話をご存じですね。

自衛官も迷彩服を着ることによって活動する周囲の環境(光景)にとけ込み、自分の身を守るため、相手の目を欺き自らの存在を目立たないようにしているわけです。

陸上自衛隊では92(平成4)年以降、現在の迷彩戦闘服を採用しており、これは、日本の様々な山野の風景をコンピュータ処理し、日本の植生に合った迷彩パターンをデザインしたものです。また、ジブチに派遣中の海賊対処派遣行動部隊の陸上自衛官は、色合いを砂漠用に变化させた迷彩服を使用しています。

本来、戦闘用に開発された迷彩服ですが、今回の東日本大震災では、被災地の住民が復興支援に従事している自衛官を見て、「被災した町中で、迷彩服を着た自衛官を見ると、規律と安心感を覚える。」との声も聞かれます。



迷彩服を着用した陸上自衛官



砂漠用迷彩服を着用したジブチ派遣中の陸上自衛官

COLUMN

こどもQ&A

Q: 潜水艦に乗るには、
どんな訓練が必要ですか？

福岡県 小学4年生 男子



瀧口 2佐

A: 潜水艦教育訓練隊 学生隊長 2等海佐 たまぐち かずひろ 瀧口 和宏
「潜水艦乗りになるためにはどんな訓練をするのか？」についてお答えします。

潜水艦乗りになるためには、広島県の呉市にある潜水艦教育訓練隊（潜水艦乗りを養成する学校のようなところ）に入って、潜水艦のことを勉強しながら次のような訓練をします。

- ①潜水艦を安全に動かすための訓練
- ②潜水艦を潜らせたり浮き上がらせたりする訓練
- ③火災になった時に火を消す訓練
- ④浸水した時に水を食い止める訓練
- ⑤敵の艦船を攻撃する訓練

など、陸上にある訓練装置を使って訓練をしますが、卒業前には実際の潜水艦に乗艦して訓練をします。そして、潜水艦教育訓練隊を卒業後は実習員として潜水艦に乗組み、審査に合格すれば晴れて潜水艦乗りになれます。

私たち潜水艦乗りは「KNOW YOUR BOAT(己の艦を知れ)」の伝統精神を胸に、わが国の平和と独立を守るため日夜訓練に励んでいます。



航海術科訓練装置による行船法訓練の風景



応急訓練装置による防火・防水訓練の風景

COLUMN

こどもQ&A

Q:

私はパイロットになりたいです。でも、パイロットになるには、飛行機を飛ばすことが必要です。どうすればいいですか？

岐阜県 小学4年生 女子

A: 航空救難団救難教育隊 3等空佐 木之下 麻奈美

航空自衛隊(空自)の女性パイロットは、輸送機(C-1、C-130H、CH-47J)、多用途支援機(U-4)、空中給油・輸送機(KC-767)、および救難捜索機(U-125A)を保有する部隊に主に配置され、男性パイロットとともに、全国各地の空で活躍しています。

パイロットになるには、体力と気力と知力のすべてを必要とするので、「パイロットになりたい」という気持ちを持ち続けることが何よりも大事です。パイロットになるためのコースでは、体育訓練を通じて体力と気力を養い、加えて航空機に関する専門的知識を身につけます。そして、実際に練習機(T-7、T-400)を操縦し、操縦技量と判断力を向上させていきます。約2年間の操縦訓練を経て、晴れてパイロットの証である「ウィング・マーク」を授与されます。その後、輸送機部隊や救難機部隊で、一人前のパイロットとして実際の任務で活躍できるよう、日々訓練を行います。ちなみに、国外で活躍するためには英語の勉強も必要ですよ。

一人前のパイロットになると、各部隊で基本的な操縦訓練(離陸、着陸や急旋回、上昇、降下をともなう訓練など)の他に、各部隊の任務に応じた訓練を行います。

私はU-125Aのパイロットですが、救難機部隊には、捜索(遭難した人を捜す)、救出(遭難した人を助ける)と支援(遭難した人を救出するまでの間、必要な医薬品や食料を航空機から投下するなど)などの任務があります。そのため、山や海に訓練用の人形などを「遭難した人」と見立てて設置し、捜索・救出訓練などを行うことで、常に技量の維持や向上に努め、実際の任務の際にいつでも実力を発揮できるように日夜訓練を行っています。

いつの日か、空の上で、パイロットを目指す女性の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。



救難捜索機(U-125A)



U-125A操縦席の筆者

(3) 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、自衛隊生活体験ツアー⁴や、民間企業などからの依頼を受けて体験入隊⁵を行っている。これらは、自衛隊の駐屯地や基地に2~3日間宿泊するなど、隊員と同様の日課で自衛隊の生活や訓練を体験す

るとともに、隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する理解を一層深めるものである。平成22年度は各種自衛隊生活体験ツアーに約200人が参加した。企業などからは約1,200件の体験入隊の依頼を受け、約3万1,400人が隊内生活を体験した。

4 「大学生等を対象としたサマーツアー・スプリングツアー」、「バセリちゃんツアー」、「女性のための自衛隊1日見学」の公募を防衛省・自衛隊ホームページで行っている。

5 陸上・海上・航空自衛隊の生活を体験するツアー。体験入隊については、自衛隊地方協力本部が窓口となって実施している。自衛隊地方協力本部の連絡先については、<http://www.mod.go.jp/j/profile/plo/plo.html> >参照



生活体験ツアーの様子



生活体験ツアーの様子

VOICE

解説

Q&A

COLUMN

平成22年度大学生等サマーツアー参加者の声

防衛省・自衛隊では、例年、大学生（大学院生を含む）を対象とした自衛隊生活体験ツアーを行っています。平成22年度夏のツアーは、山口県および広島県の陸・海・空自衛隊において行いました。ここでは、本ツアー参加者の声を紹介します。

今回のサマーツアーで得られた最大の収穫は、現場の自衛官の等身大の姿を知ることができたことです。若い自衛官はみな活力にあふれ、また、幹部自衛官は一様に温厚で、明るくユーモアに溢れている方ばかりでした。今まで抱いていた自衛隊の過剰なまでの「厳格さ」というイメージは払拭されました。

これらの体験を知人に伝えることで、「身近で親しみやすい自衛隊」を広められればと思います。一緒にツアーを回った同年代の学生たち、特に将来自衛官を希望している方の意識の高さに感心しました。私もやり方は違ったとしても、何らかの形で社会に貢献できればと考えています。

T・Mさん 21歳 男性



全員が力を合わせて漕ぎ続け艇を進める短艇訓練

今回のサマーツアーに関わった自衛官は、全員「自衛官」という職業に誇りを持っていることがひしひしと伝わってきました。国と国民を守るという意志が強く、とても頼もしく感じました。訓練や共同生活はやはり大変そうでしたが、それを上回るやりがいがあるということを知りました。

サマーツアーを通して、今までの大学生活では得られなかった貴重な経験をすることができ、とても有意義な5日間だったと思います。

H・Kさん 21歳 女性

2 情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用

防衛省では、01（同13）年の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の施行にともない、情報公開制度⁶を整備し、防衛省が保有する行政文書を開示している。

さらに、05（同17）年の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、個人情報保護制度⁷を整備し、防衛省が保有する個人情報の安全確保などの措置を講ずるとともに、開示、訂正および利用停止請求に対して、保有個人情報の開示などを行っている。

このため、防衛省本省および各地方防衛局・同支局において、開示請求書などの受付や開示の実施などの業務を行っている⁸。

参照 資料86（P537）、巻末資料（P563）

3 公益通報者保護制度の適切な運用

公益通報者保護法が06（同18）年4月から施行されたことにともない、防衛省では、内部の職員などからの公益通報を処理する制度と防衛省が処分や勧告などをする法的権限を有する事項に関する外部の労働者からの公益通報を処理する制度を整備するとともに、内部の職員などからの公益通報に関する内部窓口や外部の労働者からの公益通報に関する外部窓口をそれぞれ設置し、公益通報の処理および公益通報者の保護などを行っている⁹。

4 政策評価への取組

01（同13）年、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目的に、政策評価制度が導入され、02（同14）年には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行された。

これに基づき、防衛省は、各種施策について評価を行っており、平成22年度には「多国間共同訓練について」をはじめ53件の政策評価を行った。

また、新防衛大綱が閣議決定されたことを踏まえ、11（同23）年3月に新たな「防衛省における政策評価に関する基本計画」を策定し、新防衛大綱における「わが国の安全保障の目標を達成するため、わが国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を総合的に推進する。」という目標を達成するための各種施策について評価を行っている¹⁰。

6 <<http://www.mod.go.jp/j/proceed/joho/index.html>>参照

7 <<http://www.mod.go.jp/j/proceed/hogo/index.html>>参照

8 <<http://www.mod.go.jp/j/proceed/joho/johokokai06.pdf>>参照

9 <http://www.mod.go.jp/j/proceed/koueki__tuho/index.html>参照

10 <<http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/index.html>>参照